

## タイ国家立法議会 3者合同委員会の修正のうえ 2本の衆議院議員選挙・参議院議員選出法案 可決・成立



2018年3月8日、タイ国家立法議会は立法議会議員・憲法起草委員会委員・選挙管理委員会委員の3者合同委員会で修正を終えた2本の「衆議院議員選挙・参議院議員選出法案」を賛成多数で可決・成立しました。次に法律として公布する方針です。

衆議院議員選挙法案は、議員の7人が棄権し、賛成が211票、反対が0票でした。修正内容としては(1)投票時間は「午前7時-午後5時」を「午前8時-午後5時」に変更、(2)選挙施行公示後不正行為事件発見の場合、選挙管理委員会はその候補者の立候補届出の権利を撤回することを最高裁判所に提出できること、(3)政党の選挙運動費用は選挙管理委員会で決めた「個人の費用抜きで計算する」という条件を適用すること、(4)選挙運動期間中に芝居、演芸、音楽などの催し物を行うことを禁じられること、(5)特定の地方の政治的地位及び地方公共団体の長への就任権を剥奪することを修正し、法案に盛り込みました。

一方、参議院議員選出法案は、議員の13人が棄権し、202人が賛成票、1人が反対票を投じました。法案の基本規定では、(1)参議院議員は20分野の職業から選出されること、(2)その候補者は「無属候補者」という種類のみとする こと (3)その選出方式は、各分野の職業の中の候補者による互選及び違う分野の職業の候補者による交差選出であることが定められています、経過規定では、(1)国家平和秩序評議会(NCPO)により選出・任命される最初の5年間の参議院議員は10分野の職業から選出されること (2)その候補者は「無所属候補者」と「所属機関の候補者」を2つの種類とすること、(3)選出方式は各分野の職業の中の候補者による互選のみとすることが盛り込まれています。

**参考サイト** : <http://www.radioparliament.net/parliament/viewNews.php?nId=9071>

**衆議院事務局 国会ラジオ・テレビ放送局**

記事/編集: レヌー ケーマーパンヤー

**衆議院事務局 外国語事業担当局 日本語通訳・翻訳**

翻訳: タカウット ミンクワン